

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年 4 月25日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信  
(連絡場所)  
東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【電話番号】 0 3 - 6 7 3 6 - 2 0 0 0

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P Mエマージング株式ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 4,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## ・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成29年10月25日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

## ・【訂正の内容】

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

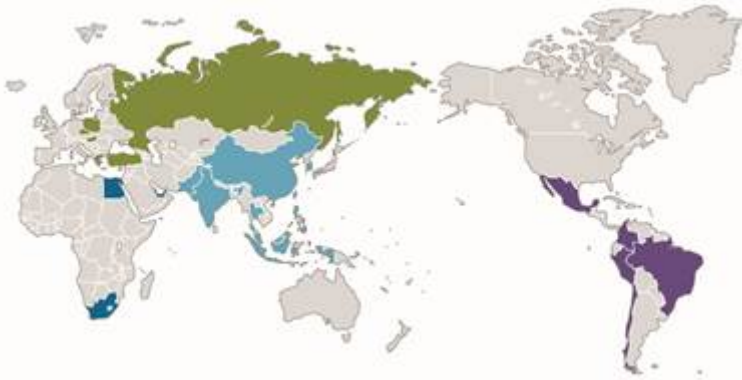
(1) ファンドの目的及び基本的性格

(イ) ファンドの目的

<訂正前>

当ファンドは、新興国\*1の株式等を実質的な主要投資対象として運用\*2を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

(略)



中南米：

ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー

欧州：

チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、ギリシャ

アジア：

中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ、パキスタン

中東・アフリカ：

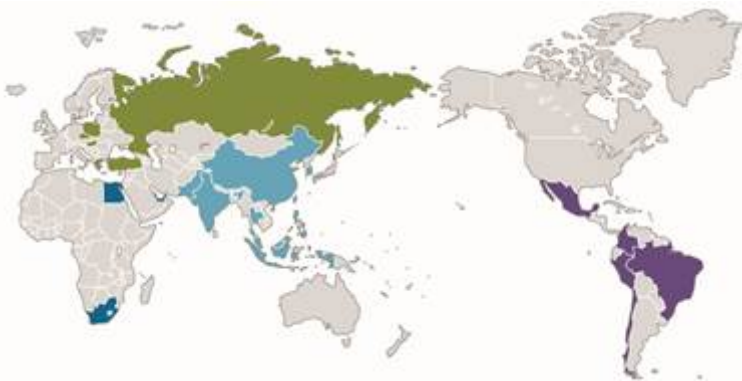
エジプト、南アフリカ、カタール、アラブ首長国連邦

M S C I エマージング・マーケット・インデックスの構成国（平成29年7月末現在）

<訂正後>

当ファンドは、新興国\*1の株式等を実質的な主要投資対象として運用\*2を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

(略)



中南米：

ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー

欧州：

チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、ギリシャ

アジア：

中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ、パキスタン

中東・アフリカ：

エジプト、南アフリカ、カタール、アラブ首長国連邦

M S C I エマージング・マーケット・インデックスの構成国（平成30年1月末現在）

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成29年8月末現在）

（略）

大株主の状況（平成29年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成30年2月末現在）

（略）

大株主の状況（平成30年2月末現在）

（以下略）

## 2【投資方針】

（1）投資方針

（ロ）投資態度

<訂正前>

（略）

### ポートフォリオ構築

前記 ・ で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します（平成29年7月末時点の組入銘柄数は約70銘柄です。）。組入銘柄の見直しは随時行います。

### 当ファンドにおける為替ヘッジについて

当ファンドにおいては、原則として為替ヘッジを行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーがJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替取引担当者またはJFアセット・マネジメント・リミテッド\*の為替取引担当部門に所属する為替取引担当者が為替ヘッジのための外国為替予約取引を執行します。

\* JFアセット・マネジメント・リミテッドは、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社および運用委託先（以下「委託会社等」といいます。）は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。

（以下略）

<訂正後>

（略）

### ポートフォリオ構築

前記 ・ で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します（平成30年1月末時点の組入銘柄数は約80銘柄です。）。組入銘柄の見直しは随時行います。

## 当ファンドにおける為替ヘッジについて

当ファンドにおいては、原則として為替ヘッジを行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーがJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、JFアセット・マネジメント・リミテッド\*（香港法人）またはJ.P.モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド\*（英国法人）の為替取引担当部門に所属する為替取引担当者が為替ヘッジのための外国為替予約取引を執行します。

\* JFアセット・マネジメント・リミテッドおよびJ.P.モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社および運用委託先（以下「委託会社等」という場合があります。）は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。

（以下略）

## （3）運用体制

<訂正前>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

～（略）

JPMIM社は、前記のとおり行われたマザーファンドにおける投資判断に基づいて、株式の売買を執行します。なお、同社は、当該株式の売買執行に関し、アジア・オセアニアの取引所において取引される有価証券についてはJFアセット・マネジメント・リミテッド（香港法人）に、その業務を委託する場合があります。

（略）

（略）

（注1）運用体制については、JPMIM社を含めたJ.P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、平成29年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・ 為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門またはJFアセット・マネジメント・リミテッドの為替取引担当部門に所属する為替取引担当者が外国為替予約取引を執行します。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

（以下略）

<訂正後>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

～（略）

JPMIM社は、前記のとおり行われたマザーファンドにおける投資判断に基づいて、株式の売買を執行します。なお、同社は、当該株式の売買執行に関し、アジア・オセアニアの取引所において取引される有価証券についてはJFアセット・マネジメント・リミテッドに、その業務を委託する場合があります。

（略）

（略）

(注1) 運用体制については、JPMIM社を含めたJ.P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

(注2) 前記の運用体制、組織名称等は、平成29年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・ 為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、JFアセット・マネジメント・リミテッドまたはJ P モルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドの為替取引担当部門に所属する為替取引担当者が外国為替予約取引を執行します。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

(以下略)

(5) 投資制限

<訂正前>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

、 (略)

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額(信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、およびにおいて同じ。)の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B (略)

~ (略)

(参考) マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社(運用委託先を含みます。)によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

、 (略)

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額(マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下 およびにおいて同じ。)の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

~ (略)

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

、 (略)

<訂正後>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

、 (略)

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額(信託約款第8条第2項に規定するものをい

ます。以下、                    および                    において同じ。)の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B(略)

～(略)

#### 分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

#### (参考) マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社(運用委託先を含みます。)によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

、(略)

#### 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額(マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下、                    および                    において同じ。)の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

～(略)

#### 分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

#### (ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

、(略)

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク (1)リスク要因」の末尾に記載される参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## 参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

### <ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2013年2月～2018年1月の5年間に於ける、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



### <ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## (2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

運用委託先におけるリスク管理

(略)

(平成29年6月末現在)

(略)

為替ヘッジについてのリスク管理

当ファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

（以下略）

<訂正後>

運用委託先におけるリスク管理

（略）

（平成29年12月末現在）

（略）

為替ヘッジについてのリスク管理

当ファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

（以下略）

#### 4【手数料等及び税金】

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成29年8月末現在適用されるものです。

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成30年2月末現在適用されるものです。

（以下略）

#### 5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）投資状況

（平成30年2月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	753,011,097	100.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,096,624	0.15
合計（純資産総額）		751,914,473	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。親投資信託は、全て「G I Mエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）G I Mエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成30年2月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	1,114,967,757	10.64



	メキシコ	93,205,552	0.89
	ブラジル	952,604,039	9.09
	オーストリア	144,782,131	1.38
	イギリス	575,060,382	5.49
	トルコ	173,874,031	1.66
	ロシア	61,024,772	0.58
	香港	2,708,769,379	25.86
	シンガポール	84,148,574	0.80
	タイ	211,378,000	2.02
	インドネシア	184,196,281	1.76
	韓国	1,443,640,560	13.78
	台湾	785,212,464	7.49
	中国	163,842,120	1.56
	インド	738,320,911	7.05
	小計	9,435,026,953	90.06
オプション証券等	イギリス	187,613,668	1.79
社債券	イギリス	57,332,955	0.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	796,544,320	7.60
合計(純資産総額)		10,476,517,896	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。

具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」をご参照ください。

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成30年2月20日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G I Mエマージング株式マザーファンド (適格機関投資家専用)	306,039,869	2.2286	682,052,914	2.4605	753,011,097	100.15

## (参考) G I Mエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成30年2月20日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	124,100	4,173.68	517,954,088	6,101.55	757,202,355	7.23
2	アメリカ	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	ソフトウェア・サービス	20,544	16,505.37	339,086,522	19,617.02	403,012,141	3.85
3	イギリス	ロシア	株式	SBERBANK PAO-SPONSORED ADR	銀行	179,336	1,288.27	231,033,509	2,142.40	384,210,881	3.67
4	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	3,022,000	97.97	296,078,305	115.75	349,802,544	3.34
5	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMP OF CHINA-H	保険	270,000	788.93	213,011,815	1,185.50	320,085,675	3.06
6	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,542	200,898.39	309,785,324	203,700.00	314,105,400	3.00
7	インド	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	101,505	2,764.14	280,574,233	3,029.46	307,505,692	2.94
8	ブラジル	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	177,161	1,238.79	219,465,650	1,665.19	295,008,249	2.82
9	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD-GDR REG S	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,720	118,014.00	202,984,080	121,218.00	208,494,960	1.99
10	韓国	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	26,938	7,158.64	192,839,577	7,650.00	206,075,700	1.97
11	香港	中国	株式	AIA GROUP LTD	保険	214,200	811.20	173,759,513	864.04	185,078,439	1.77
12	台湾	台湾	株式	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	各種金融	968,000	174.02	168,458,288	187.17	181,180,560	1.73
13	アメリカ	ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	素材	87,923	1,595.95	140,321,336	2,050.56	180,291,387	1.72
14	インド	インド	株式	TATA CONSULTANCY SERVICES	ソフトウェア・サービス	36,573	4,308.32	157,568,219	4,882.41	178,564,454	1.70
15	ブラジル	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SA-PETROBRAS-PR	エネルギー	256,117	445.00	113,972,068	662.05	169,562,516	1.62
16	タイ	タイ	株式	KASIKORN BANK PUBLIC COMPANY LTD-NVDR	銀行	210,100	680.92	143,062,883	775.20	162,869,520	1.55
17	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	175,000	960.76	168,133,178	867.95	151,892,125	1.45
18	韓国	韓国	株式	POSCO	素材	4,095	32,513.19	133,141,542	36,350.00	148,853,250	1.42
19	香港	中国	株式	PICC PROPERTY AND CASUALTY COMPANY LTD-H	保険	702,000	204.11	143,292,095	206.66	145,076,022	1.38
20	オーストリア	オーストリア	株式	ERSTE GROUP BANK AG	銀行	28,132	4,713.94	132,612,587	5,146.52	144,782,131	1.38
21	アメリカ	ペルー	株式	CREDICORP LIMITED	銀行	5,965	19,874.59	118,551,965	23,305.89	139,019,670	1.33
22	香港	中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE COMPANY LTD-H	保険	433,000	361.52	156,539,270	315.99	136,826,917	1.31

23	アメリカ	メキシコ	株式	FOMENTO ECONOMICO MEXICANO DE CV-SP ADR	食品・飲料・タバコ	13,770	10,718.82	147,598,262	9,891.81	136,210,306	1.30
24	アメリカ	中国	株式	JD COM INC-ADR	小売	27,254	4,748.71	129,421,612	4,957.65	135,115,957	1.29
25	香港	中国	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産	334,000	349.87	116,857,803	391.07	130,618,215	1.25
26	トルコ	トルコ	株式	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	377,021	298.01	112,357,403	331.82	125,106,426	1.19
27	韓国	韓国	株式	HANA FINANCIAL GROUP INC	銀行	23,620	5,095.35	120,352,301	5,090.00	120,225,800	1.15
28	インドネシア	インドネシア	株式	PT TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	電気通信サービス	3,723,800	37.17	138,436,474	31.99	119,142,981	1.14
29	香港	中国	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LIMITED	電気通信サービス	848,000	156.67	132,857,426	139.23	118,067,040	1.13
30	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	銀行	249,403	351.21	87,595,145	469.56	117,109,673	1.12

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

### 種類別および業種別投資比率

(平成30年2月20日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.15

### (参考) G I M エマージング株式マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成30年2月20日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.16
		素材	6.24
		資本財	0.80
		自動車・自動車部品	2.34
		耐久消費財・アパレル	0.80
		消費者サービス	0.78
		小売	2.88
		食品・飲料・タバコ	1.30
		ヘルスケア機器・サービス	0.48
		銀行	24.73
		各種金融	2.53
		保険	8.39
		不動産	2.79
		ソフトウェア・サービス	14.00
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.85
		電気通信サービス	3.01
公益事業	2.17		
半導体・半導体製造装置	4.81		
小計			90.06
オプション証券等	-		1.79

社債券	-	0.55
-----	---	------

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) G I M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成30年2月20日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCIEMG 1803	買建	40	米ドル	2,382,047.8	2,438,600	260,442,480	2.48

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 評価額については、原則として上記に記載の日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、同日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成30年2月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
2期	(平成20年7月28日)	2,178	2,178	1.4292	1.4292
3期	(平成21年7月27日)	1,129	1,129	0.8830	0.8830
4期	(平成22年7月26日)	2,149	2,149	1.0768	1.0768
5期	(平成23年7月26日)	1,760	1,760	1.1527	1.1527
6期	(平成24年7月26日)	1,121	1,121	0.9948	0.9948
7期	(平成25年7月26日)	1,095	1,095	1.3728	1.3728
8期	(平成26年7月28日)	1,008	1,008	1.5791	1.5791
9期	(平成27年7月27日)	767	767	1.6203	1.6203
10期	(平成28年7月26日)	683	683	1.2965	1.2965
11期	(平成29年7月26日)	756	756	1.8222	1.8222
	平成29年2月末日	699	-	1.5280	-
	平成29年3月末日	706	-	1.5755	-
	平成29年4月末日	709	-	1.5920	-
	平成29年5月末日	724	-	1.6515	-
	平成29年6月末日	733	-	1.7126	-
	平成29年7月末日	748	-	1.7975	-
	平成29年8月末日	753	-	1.8745	-
	平成29年9月末日	762	-	1.8877	-
	平成29年10月末日	783	-	1.9666	-
	平成29年11月末日	793	-	2.0184	-

平成29年12月末日	773	-	2.0394	-
平成30年1月末日	799	-	2.1288	-
平成30年2月20日	751	-	2.0147	-

## 分配の推移

期	1口当たり分配金（円）
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期（中間期）	0.0000

## 収益率の推移

期	収益率（％）
2期	18.3
3期	38.2
4期	21.9
5期	7.0
6期	13.7
7期	38.0
8期	15.0
9期	2.6
10期	20.0
11期	40.5
12期（中間期）	18.5

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

## （４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
2期	1,334,140,884	1,086,393,304	1,524,129,583
3期	477,881,635	722,900,029	1,279,111,189
4期	1,563,145,375	846,378,471	1,995,878,093

5期	601,828,574	1,069,998,848	1,527,707,819
6期	423,695,578	823,804,049	1,127,599,348
7期	296,312,265	626,221,926	797,689,687
8期	182,010,746	341,231,162	638,469,271
9期	387,084,400	552,010,158	473,543,513
10期	137,729,470	84,169,777	527,103,206
11期	82,048,435	193,815,325	415,336,316
12期(中間期)	57,950,886	98,049,366	375,237,836

(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## &lt;参考情報&gt;

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。  
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2018年2月20日	設定日	2006年7月28日
純資産総額	751百万円	決算回数	年1回

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

期	年月	円
7期	2013年7月	0
8期	2014年7月	0
9期	2015年7月	0
10期	2016年7月	0
11期	2017年7月	0
	設定来累計	0

\* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

\* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
中国	34.2%
韓国	14.1%
ブラジル	9.1%
ロシア	7.8%
台湾	7.5%
その他	19.8%

## 通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
香港ドル	26.2%
米ドル	21.9%
韓国ウォン	11.8%
ブラジルレアル	9.1%
新台幣ドル	7.5%
その他	16.0%

## 業種別構成状況

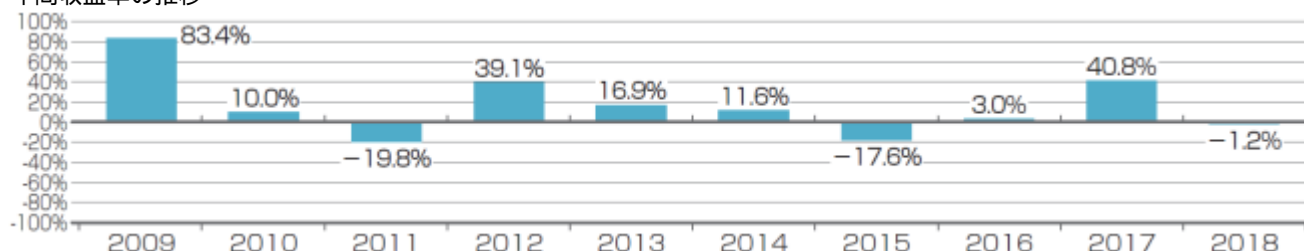
業種	投資比率 2
銀行	24.8%
ソフトウェア・サービス	14.0%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.9%
保険	8.4%
素材	6.3%
その他	27.8%

\* 上記比率にファンドで保有するオプション証券等 3および  
株価連動社債 4は含んでいません。

## 組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国 <sup>①</sup>	通貨	業種	投資比率 <sup>②</sup>
1	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	7.2%
2	アリババ・グループ・ホールディング	中国	米ドル	ソフトウェア・サービス	3.9%
3	ズベルバンク・オブ・ロシア	ロシア	米ドル	銀行	3.7%
4	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	3.3%
5	中国平安保険（集団）	中国	香港ドル	保険	3.1%
6	サムスン電子	韓国	韓国ウォン	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.0%
7	HDFC	インド	インドルピー	銀行	2.9%
8	イタウ・ユニバンコ・ホールディング	ブラジル	ブラジルレアル	銀行	2.8%
9	サムスン電子（GDR）	韓国	米ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.0%
10	SKハイニックス	韓国	韓国ウォン	半導体・半導体製造装置	2.0%

## 年間収益率の推移



\* 年間収益率（%）=（年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1）× 100

\* 2018年の年間収益率は前年末営業日から2018年2月20日までのものです。

\* 当ページにおける「ファンド」は、JPMエマージング株式ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
- オプション証券等は、金融商品取引法第2条第1項第19号に規定する有価証券（オプションを表示する証券または証書）のことです。
- 株価連動社債（ELN）とは、株式または同株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とし組成される社債をいいます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### <訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成28年7月27日から平成29年7月26日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成28年7月27日から平成29年7月26日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成29年7月27日から平成30年1月26日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

#### <追加>



## 中間財務諸表

## 【JPMエマージング株式ファンド】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (平成29年7月26日現在)	当中間計算期間末 (平成30年1月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	764,200,150	818,482,593
未収入金	8,679,238	2,979,341
流動資産合計	772,879,388	821,461,934
資産合計	772,879,388	821,461,934
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	8,679,238	2,979,341
未払受託者報酬	383,084	421,516
未払委託者報酬	6,895,501	7,587,211
その他未払費用	76,558	84,244
流動負債合計	16,034,381	11,072,312
負債合計	16,034,381	11,072,312
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,415,336,316	1,375,237,836
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	341,508,691	435,151,786
(分配準備積立金)	171,388,220	134,442,935
元本等合計	756,845,007	810,389,622
純資産合計	756,845,007	810,389,622
負債純資産合計	772,879,388	821,461,934

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前中間計算期間 (自 平成28年 7月27日 至 平成29年 1月26日)	当中間計算期間 (自 平成29年 7月27日 至 平成30年 1月26日)
営業収益		
有価証券売買等損益	103,808,579	138,405,729
営業収益合計	103,808,579	138,405,729
営業費用		
受託者報酬	376,574	421,516
委託者報酬	16,778,239	17,587,211
その他費用	75,254	84,244
営業費用合計	7,230,067	8,092,971
営業利益又は営業損失（ ）	96,578,512	130,312,758
経常利益又は経常損失（ ）	96,578,512	130,312,758
中間純利益又は中間純損失（ ）	96,578,512	130,312,758
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,242,423	11,028,460
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	156,267,475	341,508,691
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,568,836	54,926,576
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,568,836	54,926,576
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,060,402	80,567,779
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,060,402	80,567,779
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	231,111,998	435,151,786

## ( 3 ) 【中間注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

区分	前計算期間末 (平成29年7月26日現在)	当中間計算期間末 (平成30年1月26日現在)
1期首元本額	527,103,206円	415,336,316円
期中追加設定元本額	82,048,435円	57,950,886円
期中一部解約元本額	193,815,325円	98,049,366円
受益権の総数	415,336,316口	375,237,836口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.8222円 (18,222円)	2.1597円 (21,597円)

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

	当中間財務諸表対象期間
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## ( デリバティブ取引等に関する注記 )

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「G I Mエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I Mエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成29年7月26日現在)	(平成30年1月26日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		208,705,771	319,665,758
コール・ローン		21,553,655	242,906,297
株式		7,809,848,587	9,926,359,539
オプション証券等		292,658,228	280,103,858
社債券		47,984,919	52,204,471
派生商品評価勘定		-	17,218,354
未収入金		487,124	121,980,057
未収配当金		28,613,096	4,868,082
差入委託証拠金		-	4,382,337
流動資産合計		8,409,851,380	10,969,688,753
資産合計		8,409,851,380	10,969,688,753
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	74,800
未払金		944,635	84,957,879
未払解約金		37,377,372	14,641,891
未払利息		51	532
流動負債合計		38,322,058	99,675,102
負債合計		38,322,058	99,675,102
純資産の部			
元本等			
元本	1	3,797,641,188	4,126,833,700
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		4,573,888,134	6,743,179,951
元本等合計		8,371,529,322	10,870,013,651
純資産合計		8,371,529,322	10,870,013,651
負債純資産合計		8,409,851,380	10,969,688,753

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式、オプション証券等および社債券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>(1)デリバティブ取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

区分	(平成29年7月26日現在)	(平成30年1月26日現在)
1期首元本額	3,990,667,544円	3,797,641,188円
期中追加設定元本額	1,497,369,944円	907,583,094円
期中解約元本額	1,690,396,300円	578,390,582円
元本の内訳（注）		
JPMエマージング株式ファンド	346,670,364円	310,737,507円
GIMエマージング株式ファンドF （適格機関投資家専用）	330,334,780円	268,760,755円
JPMエマージング株式ファンド（毎月決算型）	172,694,078円	126,222,515円
GIM/FOFs用新興国株F（適格機関投資家限定）	2,947,941,966円	3,421,112,923円
合計	3,797,641,188円	4,126,833,700円
受益権の総数	3,797,641,188口	4,126,833,700口
1口当たりの純資産額	2.2044円	2.6340円

(1万口当たりの純資産額)	(22,044円)	(26,340円)
---------------	-----------	-----------

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載してあります。 (2)デリバティブ取引 平成29年7月26日現在、該当事項はありません。 平成30年1月26日現在、「デリバティブ取引等に関する注記」に記載してあります。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	(平成29年7月26日現在)				(平成30年1月26日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	-	-	-	-	255,034,309	-	271,206,549	16,172,240
合計		-	-	-	-	255,034,309	-	271,206,549	16,172,240

(注) 1. 先物取引の時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

区分	種類	(平成29年7月26日現在)				(平成30年1月26日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル 香港ドル 売建 アメリカドル	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	100,000,000 31,502,152 31,502,152	- - -	100,990,955 31,557,311 31,576,952	990,955 55,159 74,800

合計		-	-	-	-	163,004,304	-	164,125,218	971,314
----	--	---	---	---	---	-------------	---	-------------	---------

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
 ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。  
 ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。  
 3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

### 【純資産額計算書】

(平成30年2月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	753,347,255	円
負債総額	1,432,782	円
純資産総額( - )	751,914,473	円
発行済口数	373,205,844	口
1口当たり純資産額( / )	2.0147	円

(参考) G I Mエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成30年2月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	10,494,240,244	円
負債総額	17,722,348	円
純資産総額( - )	10,476,517,896	円
発行済口数	4,257,804,403	口
1口当たり純資産額( / )	2.4605	円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（平成30年2月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

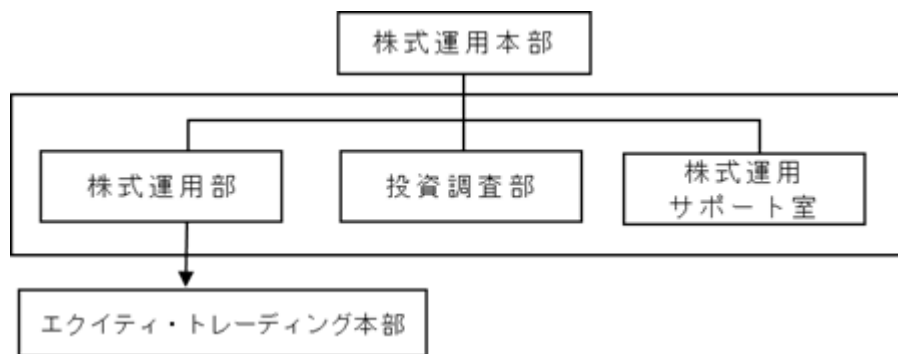
取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

- （イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会
- （ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



- （a）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部および株式運用サポート室で構成されます。
- （b）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （c）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。
- （d）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（b）の株式運用部にその結果を提供します。
- （e）エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。



## （ロ）債券運用部

債券運用部は、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成30年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 2事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成30年2月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	75	986,042
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	59	3,501,813
総合計	134	4,487,855
親投資信託	52	-

（注）百万円未満は四捨五入

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第28期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			9,581,999	
前払費用			62,102	
未収入金			22,393	
未収委託者報酬			2,227,564	
未収収益			1,319,520	
関係会社短期貸付金			3,753,000	
その他			7,722	
流動資産計			16,974,304	84.8
固定資産				
投資その他の資産			3,049,544	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		2,345,886		
敷金保証金		568,627		
前払年金費用		55,530		
その他		19,500		
固定資産計			3,049,544	15.2
資産合計			20,023,848	100.0

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			89,221	
未払金			1,693,404	
未払手数料		1,077,792		
その他未払金	1	615,612		
未払費用			579,092	
未払法人税等			415,840	
賞与引当金			1,174,284	
役員賞与引当金			29,581	
流動負債計			3,981,424	19.9
固定負債				
長期未払金			287,017	
賞与引当金			516,368	
役員賞与引当金			262,942	
繰延税金負債			5,701	
固定負債計			1,072,029	5.3
負債合計			5,053,454	25.2

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,739,480	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,705,803		
株主資本計			14,957,480	74.7
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			12,914	
評価・換算差額等計			12,914	0.1
純資産合計			14,970,394	74.8
負債・純資産合計			20,023,848	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,647,543	
運用受託報酬			2,797,697	
業務受託報酬			483,755	
その他			204,119	
営業収益計			9,133,115	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			4,053,570	
支払手数料		2,731,918		
調査費		970,987		
その他営業費用		350,664		
一般管理費			4,920,250	
営業費用・一般管理費計			8,973,821	98.3
営業利益			159,294	1.7
営業外収益	1	23,965		
営業外収益計			23,965	0.3
営業外費用	2	25,163		
営業外費用計			25,163	0.3
経常利益			158,096	1.7
税引前中間純利益			158,096	1.7
法人税、住民税及び事業税			506,933	5.5
中間純損失			348,837	3.8

## 重要な会計方針

項目	第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第28期中間会計期間末 （平成29年9月30日）	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第28期中間会計期間 （自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）	
1	営業外収益のうち主要なもの（千円） 受取利息 7,003
2	営業外費用のうち主要なもの（千円） 為替差損 21,098

## （リース取引関係）

第28期中間会計期間末 （平成29年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	672,813 千円
1年超	1,682,788 千円
合計	2,355,602 千円



## （金融商品関係）

第28期中間会計期間末（平成29年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,581,999	9,581,999	-
(2) 未収委託者報酬	2,227,564	2,227,564	-
(3) 未収収益	1,319,520	1,319,520	-
(4) 関係会社短期貸付金	3,753,000	3,753,000	-
(5) 投資有価証券	2,345,886	2,345,886	-
(6) 敷金保証金	568,627	567,508	1,118
資産計	19,796,599	19,795,480	1,118
(1) 未払手数料	1,077,792	1,077,792	-
(2) その他未払金	615,612	615,612	-
(3) 未払費用	579,092	579,092	-
(4) 長期未払金	287,017	286,416	600
負債計	2,559,513	2,558,913	600

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、当該保証金の返還時期を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## (注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (有価証券関係)

第28期中間会計期間末（平成29年9月30日）

## 1 . 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

## 2 . その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	2,345,868	2,327,250	18,618
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	18	20	1
合計		2,345,886	2,327,270	18,616

(セグメント情報等)

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第28期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,647,543	2,797,697	483,755	204,119	9,133,115

## 2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	英国	その他	合計
6,755,530	958,767	1,418,817	9,133,115

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	958,767	資産運用業

## (1株当たり情報)

第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
1株当たり純資産額	266,069円39銭
1株当たり中間純損失( )	6,199円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失 ( )	348,837千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失 ( )	348,837千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;訂正前&gt;

## (1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 資本金の額 324,279百万円（平成29年3月末現在）

(略)

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成29年3月末現在)	事業の内容
(略)			
9	株式会社京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
10	株式会社南都銀行	29,249百万円	同 上
(略)			

(略)

## (3) 運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成29年3月末現在)	事業の内容
(略)			

&lt;訂正後&gt;

## (1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 資本金の額 324,279百万円（平成29年9月末現在）

(略)

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
(略)			
9	株式会社京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
10	株式会社南都銀行	37,924百万円	同 上
(略)			

(略)

## (3) 運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
(略)			



# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年3月14日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMエマージング株式ファンドの平成29年7月27日から平成30年1月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMエマージング株式ファンドの平成30年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年7月27日から平成30年1月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月8日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。